

令和8年度 ごみ収集カレンダー



B収集地域

上岩橋・下岩橋・中川（※）・柏木・伊篠・伊篠新田・今倉新田・篠山新田・上本佐倉1丁目・中央台4丁目・東酒々井4丁目・5丁目・6丁目・成城台団地・スーパーセンタートライアルから佐倉寄りの上本佐倉・本佐倉（※）はA収集地域もありますので、ご注意ください。

ごみの分別アプリ
さんあ〜る
配信中

App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



ダウンロードしてご利用ください!

※プッシュ通知機能の時刻設定などは個別に設定をお願いします。

注意事項		●町指定の袋からはみ出さず口をしっかりとむすび、決められた収集日の朝8時までにお出しください。 ●地域の環境を保つため、収集日の前日や夜間など、収集日以外のごみを出さないでください。 ●ペットボトルやダンボールなど、リサイクルが可能なものは資源回収へお出しください。			
もやせるごみ		毎週 火・金曜日 年末臨時収集：12月30日（水） ※12月29日（火）、1月1日（火）の収集はありません。			
もやせないごみ		毎月3回目の水曜日	4月15日 5月20日 6月17日 7月15日 8月19日 9月16日	10月21日 11月18日 12月16日 1月20日 2月17日 3月17日	・台所のごみ（料理くず、残飯等は水分をよく切ってください）／布類・皮革製品等／ゴム類／ビニール類／発泡スチロール／プラスチック製品（ペットボトル、シャンプー、洗剤の容器等）／玩具（電気・電池を使わない子どものおもちゃ等）／使い捨てカイロ／紙くず／ちり紙など資源として利用できない紙類／ビデオテープ／CD・DVD等 ※一般家庭で使用する生ごみ処理機・コンポスト容器を購入する場合は、補助金制度がありますので、購入前に経済環境課へお問い合わせください。
ビン類		毎月2・4回目の月曜日	4月13・27日 5月11・25日 6月8・22日 7月13・27日 8月10・24日 9月14・28日	10月12・26日 11月9・23日 12月14・28日 1月11・25日 2月8・22日 3月8・22日	・空きビン（飲料用、食料用のビン・化粧品のビン・ほ乳ビン等） 《注意》・キャップをはずして、中身を洗ってください。 はずしたキャップは、金属製⇒カン類に、プラスチック製⇒もやせるごみに分別してお出しください。
カン類		毎月2・4回目の木曜日	4月9・23日 5月14・28日 6月11・25日 7月9・23日 8月13・27日 9月10・24日	10月8・22日 11月12・26日 12月10・24日 1月14・28日 2月11・25日 3月11・25日	・空きカン（飲料用、食料用のカン・お菓子のカン・缶詰のカン・ビン等の金属製のフタ等） 《注意》・中身を洗ってください。 ※スプレーカン・カセットボンベは、中身を使い切り、穴を開けずに毎月1回目の水曜日（蛍光灯・乾電池・スプレーカン・カセットボンベの日）にお出しください。
蛍光灯・乾電池・カセットボンベ		毎月1回目の水曜日	4月1日 5月6日 6月3日 7月1日 8月5日 9月2日	10月7日 11月4日 12月2日 1月6日 2月3日 3月3日	指定の袋はありません。無色透明か白色半透明の袋でお出しください。 蛍光灯：購入時の包装や新聞紙にくみ割れないようにお出しください。 乾電池：包装類を剥がしてお出しください。 スプレーカン・カセットボンベ：中身を使い切り穴を開けないでお出しください。 蛍光灯・乾電池は町内回収協力店（電気店）・役場経済環境課でも回収しています。 ※白熱電球、グローランプは「もやせないごみ」へお出しください。 ※リチウム一次電池（コイン形／円筒形）はテープ等で絶縁処理して「もやせないごみ」へお出しください。 ※ボタン電池は受け入れできません。購入電気店などの回収容器へお出しください。
（食用油）	拠点回収 （役場分庁舎脇）	毎月4回目の水曜日 9月は（木）	4月22日 5月27日 6月24日 7月22日 8月26日 9月24日	10月28日 11月25日 12月23日 1月27日 2月24日 3月24日	受入時間 9:00～16:00 ・使用済みの油は、冷ましてから天かすなどを取り除き、よくすすいで水を切ったペットボトルに入れ、ネジ式キャップをしっかりと閉めてお出しください。（家庭から出る食用油に限ります。） ・未使用の食用油は、包装を剥がしてお出しください。

※リチウムイオン電池は火災の原因となりますので、放電後にビニールテープ等で絶縁処理をお願いします。

小型充電式電池は絶縁処理をして、もやせないごみの袋で排出をお願いします。※注意：膨張しているものは発火の危険がありますので、役場経済環境課窓口で回収します。

小型充電式電池が取り外せない小型家電製品で電池の膨張が見られない物は、絶縁処理をして粗大ごみで排出をお願いします。

※注意：電池の膨張を確認することが困難な物や確認方法が不明な場合は、役場経済環境課窓口で回収します。



ペットボトル	PET	ペットボトルは、町内の回収協力店の店頭にある回収ボックス等をご利用いただくか、もやせるごみでお出しください。役場経済環境課窓口前にも回収BOXを設置しています。 回収協力店 ・ナリタヤ酒々井店 ・大谷屋酒店旧東酒々井店横 ※回収ボックスの利用は店舗営業時間内にお願いします。
新聞・雑誌・ダンボール等は資源回収へ		各地域の資源回収協力団体の収集日にお出しください。 ○資源回収協力団体がわからない場合や、近くに団体がいない、回収日より先にしたい場合は経済環境課へ問い合わせください。

粗大ごみの出し方

有料戸別回収①～③

大…1点につき処理券 500 円
小…小型家電など処理袋 250 円

直接自己搬入※

手数料…10kgあたり 350 円

予約申込先

中屋企業 ☎043-496-5174

酒々井企業 ☎043-496-0808

中央台、東酒々井5丁目、ふじ野、成城台団地、上本佐倉1丁目、スーパーセンタートライアルから佐倉寄りの上本佐倉・本佐倉

左記以外にお住まいの方

粗大ごみ処理券・処理袋販売店

・タイヨー酒々井店【上岩橋】
・ナリタヤ酒々井店【中央台】

・大谷屋酒店本店【酒々井】
・セブン・イレブン酒々井駅東口店【東酒々井】

粗大ごみを出すときの注意

- ・粗大ごみの目安は、30リットルの指定ごみ袋に入らない大きさです。
- ・家電製品は大きさに関係なく粗大ごみ扱いです。
- ・小型家電製品は、粗大ごみ処理袋※をご利用ください。（複数個詰め可、1袋10kg程度まで）※処理袋の大きさは縦80cm横65cmで45リットル程度です。
- ・法律でリサイクル等が義務づけられている廃家電等はお出しできません。
- ・3点以上の粗大ごみがある場合は、数回に分けてお出しください。
- ・引越など大量の粗大ごみを出す場合は経済環境課にお問い合わせ下さい。
- ・不要品回収業者を装った違法業者にご注意ください。

①粗大ごみ処理券または処理袋を購入する

- ・販売店で購入してください。
- ・粗大ごみ処理券及び処理袋の購入代金の払い戻しはできません。

②予約する【受付時間】

平日 13:00～17:00

- ・お住まいの地域の各予約先（回収委託事業者）へ、電話で予約してください。
- ・家の中までは入りません。

③予約した日時、場所に粗大ごみを出す

- ・粗大ごみ処理券を見えやすいところに貼り付けてください。
- ・収集は平日 13:00～16:00の間にいきます。

※直接自己搬入

- ・家庭ごみを酒々井リサイクル文化センター（酒々井町墨1506番地）に直接搬入する場合は、酒々井町の住民であることを確認できるもの（免許証、マイナンバーカード等）と手数料（現金のみ）をお持ちください。
- 手数料：10kgあたり **350円**（10kg未満の場合も**350円**）※一般家庭ごみ及び粗大ごみの重さに手数料がかかります。（町指定袋に分別した場合でも手数料がかかります。）
- 受付時間：月曜日～金曜日（年末年始及び祝日を除く） 8:30～11:30と13:00～16:30
- 下記にある「**処理できないごみ**」は搬入できません。

※家庭の粗大ごみは、毎月第2回目の土曜日と翌日曜日でも搬入することができます。

※詳しくは、酒々井リサイクル文化センターのホームページをご覧ください。

処理できないごみ

- ・スプリング入りのマットレス・農業・実験用薬品・バッテリー・医療器具（注射器など）・オイル類・ペンキ等の塗料・洗剤・灯油・重油・軽油等・揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）・消火器・LPガスボンベ・中身の入ったもの（ライター・缶詰）・花火・自動車・オートバイ（50cc以上のもの）・自動車タイヤ・オートバイタイヤ（50cc以上のもの）・農機具・電動シニアカー・太陽光発電設備・電気給湯器・太陽熱温水器・ピアノ・オルガン・エレクトーン・コンクリートガラ・断熱材・石膏ボード・土・砂・汚物・汚泥・2mを超える木、竹（枝・木材含む）・直径20cmを超える木（枝・木材含む）・2mを超えるFRP（グラスファイバー・カーボンファイバーを含む）・家電リサイクル法対象商品（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・保冷庫）・資源物有効利用促進法対象商品（パソコン本体・ディスプレイ）・家庭で使用していた業務用冷蔵庫等（第一種特定製品）でフロンガスを抜き取った証明がないもの《注意》いずれの場合も購入販売店等に引き取りをお願いするなど適切な対応をお願いします。

発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)の3R運動で、1人1日60グラム (卵Mサイズ1個分) のごみ減量を!!

お問い合わせ：酒々井町役場 代表☎ 496-1171 経済環境課 環境対策室 (内線 342・344)・直通☎ 043-382-2337